

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 退職手当返納請求事件

2 事件の概要 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）第17条第1項の規定により、退職者に対し、平成28年2月16日付けで退職手当の返納を命じ、再三にわたり退職手当の返納について督促等を行っているにもかかわらず、当該退職者がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

被告

4 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金21,869,821円及びうち金21,651,181円に対する平成28年7月12日から支払済みの日まで年9パーセントの割合による延滞金を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴するものとする。

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

退職手当返納請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。